

新設規制に関する事前評価書

< 湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	負荷量規制の適用事業場の拡大		
担当部局	環境省水環境部水環境管理課	電話番号：03-5521-8313	e-mail:mizu-kanri@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月8日		
政策目的	湖沼に流入する汚濁負荷を削減することにより、湖沼水質の改善を図る。		
規制の内容	湖沼水質保全特別措置法では、これまで指定地域内の新增設の工場・事業場にのみ負荷量規制を実施し、既設事業場を適用除外としてきたが、今後は既設事業場についても負荷量規制を適用する。		
	根拠条文等	湖沼水質保全特別措置法第7条～第11条	
規制の必要性	湖沼は、国民の生活や生産活動にとって重要な資産であるが、汚濁物質が蓄積しやすいという特性に加えて、湖沼周辺での社会的・経済的な構造の変化による汚濁物質の増加等から、水質については顕著な改善傾向が見られない状況にあり、湖沼の水質の保全を図るため本規制が必要である。		
期待される効果	これまで負荷量規制が適用されていなかった既設事業場に負荷量規制を適用することで、湖沼に流入する汚濁負荷を削減し、湖沼水質の改善を図ることができる。湖沼によって差があるが、既設事業場に負荷量規制を適用することにより、湖沼に流入する汚濁負荷量全体の1～2%を削減できると見込んでいる。		
想定される負担	既設事業場を設置している事業者は、負荷量規制の基準値を遵守することが新たに求められる。ただし、都道府県知事が定める負荷量規制の基準値は、既設事業場を設置している事業者の実態等を踏まえ、排水処理施設の適切な維持管理を行うことで達成可能な水準に設定することを想定しており、規制が適用される事業者にとって過度の経済的負担にはならないものと考えられる。なお、これらの既設事業場は既に水質汚濁防止法の特定施設として届出をしていることから、負荷量規制の適用による追加的な届出等は発生しない。 行政は、事業場が負荷量規制を遵守しているか等について監視する必要がある。		
想定できる代替手段との比較考量	代替案として、新增設の事業場に適用される現行の負荷量規制をさらに強化することが考えられるが、この場合は強化後の基準値が排水処理施設の適切な維持管理により対応できる水準より厳しくなる可能性があり、全体として基準値を満たすために過大なコストを要する可能性があることから、これまで未規制であった既設事業場に新たに負荷量規制を適用することがより効率的・効果的であると考えられる。		
備考	中央環境審議会答申「湖沼環境保全制度の在り方について」(平成17年1月)において、「現在でも湖沼法に基づく負荷量規制を受けていない既設の特定事業場が多数存在している。そのような事業場に対しても(中略)、負荷量の規制を行っていくことが適切である。」という指摘がなされている。		
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。		